

浄化槽は維持管理 が必要です。

あなたも浄化槽管理者です

浄化槽を設置されたみなさまは、浄化槽管理者となります。浄化槽管理者は浄化槽について定められた法律「浄化槽法」により、次のような義務が課されています。

浄化槽管理者(設置者等)の3つの義務

保守点検

機器の点検・調整、補修や消毒剤の補充等を行います。

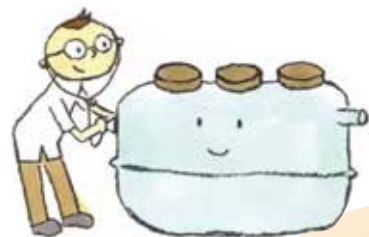
(浄化槽法第10条)



法定検査

保守点検や清掃の確認、処理水の水质分析を行います。

(浄化槽法第7条・第11条)



清掃

浄化槽内の汚泥等を抜き取り、各装置の洗浄を行います。

(浄化槽法第10条)



快適な生活と美しい環境を守るために
浄化槽の維持管理につとめましょう

「保守点検」愛媛県の登録を受けた保守点検業者に委託しましょう。

「清掃」今治市の許可を受けた清掃業者に委託しましょう。

「法定検査」公益社団法人 愛媛県浄化槽協会が行います。

問合せ先

公益社団法人 愛媛県浄化槽協会今治支部 TEL:0898-33-0023
今治市リサイクル推進課 TEL:0898-36-1534

いまばり リサイクル通信

【保存版】



平成29年(2017) 12月1日発行 No.26

発行 今治市市民環境部リサイクル推進課

TEL0898-36-1534(直通) FAX0898-24-7530

新ごみ処理施設(バリクリーン)試運転はじまる!!



平成29年11月現在

●試運転開始

11月27日(月)に建設工事関係者の出席のもと、火入式が執り行われました。これによりバリクリーンの試運転が始まり、平成30年2月からのごみ受入れ・処理の開始に向けて準備していくこととなります。

平成30年3月末の完成まで残りわずかとなりましたが、引き続き施設建設に対する市民の皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

●工事の進捗状況と今後の予定

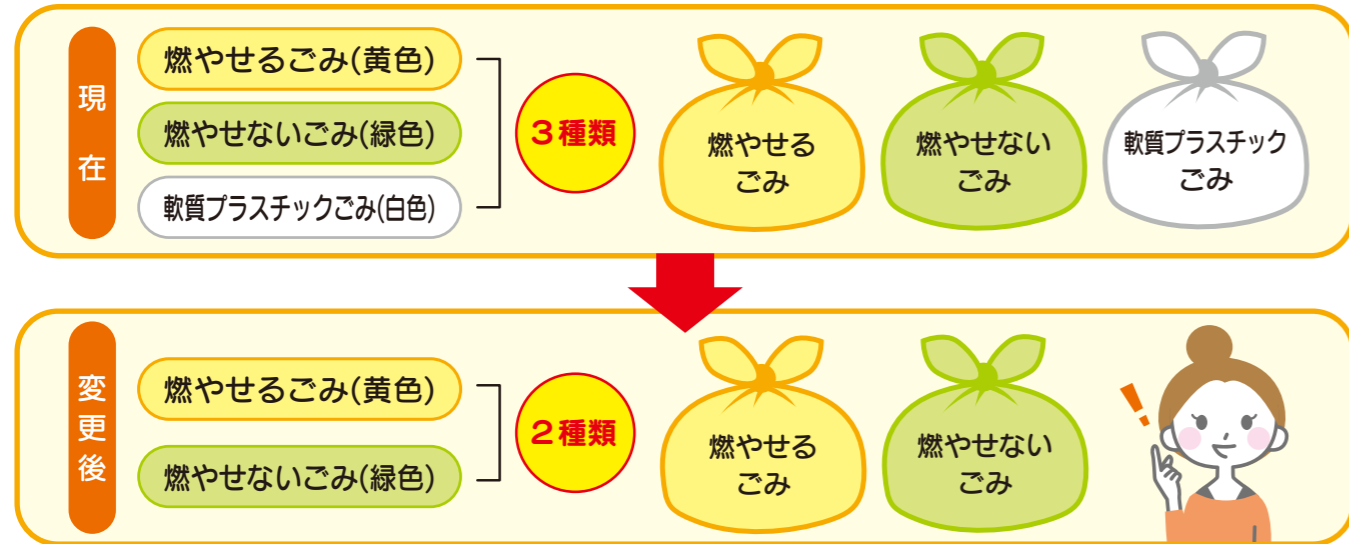
平成26年 2月	工事請負契約締結	平成29年11月	可燃ごみ処理施設 試運転開始
平成26年10月	造成工事着工	平成29年12月	リサイクルセンター 試運転開始
平成27年11月	建築工事着工	平成30年 2月	ごみ受入れ・処理開始
平成28年 9月	プラント機械設備工事着工	平成30年 3月	工事竣工
平成29年 8月	愛称決定「バリクリーン」	平成30年 4月	稼動開始

平成30年2月からごみの出し方が変わります

● 一般ごみ ※伯方地区は今までどおりの出し方から変更はありません。

平成30年2月から、プラスチックごみが燃やせるようになるため、指定ごみ袋の種類が3種類から2種類になります。

なお、残った軟質プラスチックごみ(白色)の袋は、燃やせるごみ(黄色)の袋として使用することができます。



燃やせるごみ

台所ごみ、革製品類、紙・布類のうち資源にならないもの、草、せん定枝、木製品類など

※今回から追加となるもの

資源化できないペットボトル、廃プラスチック類、廃発泡スチロール、ゴム製品など

燃やせないごみ

びん類・缶類のうち資源化できないもの、陶磁器、ガラス、金属類、小型家電製品、電動式おもちゃ、ゲーム機など

現在、一般ごみの中には多くの資源が含まれています。資源に分別できるものは資源で出してください。

● 資源

平成30年4月から、資源として収集されるものが新たに2種類追加されます。

(島しょ部は2月から試験収集を開始します。)

白色トレイ

○中身を使い切って、洗ったりふき取ったりして汚れを落とし、水気を切って収集日まで各ご家庭で保管してください。

○月2回の資源の日(資源集積所)に資源集積所に用意します白色のネットにバラバラにして出してください。※スーパーなどの店頭で回収されているところもありますので、そちらに出していただいてもかまいません。

白色トレイとは

肉、魚、惣菜、野菜、果物などを包装するために使われる発泡スチロール製の白色トレイです。

※着色トレイは、プラスチック製容器包装になります。

プラスチック製容器包装

○きれいなものはそのまま、汚れているものは、洗ったりふき取ったりして汚れを落とし、水気を切って収集日まで各ご家庭で保管してください。

○毎週1回(資源の日とは別の日)、資源集積所に用意します黄色のネットにバラバラにして出してください。

プラスチック製容器包装とは

商品を入れたり包んだりしているプラスチック製の「容器」「包装」であり、中身を使ったり出したりした場合に不要となるものです。

対象となる主なもの プラマークが入っているもの



洗剤、シャンプーなどのボトル



お菓子、食品などの袋



カップ麺、プリン、弁当などの容器



野菜、麺、パンなどの袋、カップ麺などの外フィルム、ペットボトルのラベル



果物、野菜などを包んだネット



卵、豆腐などのパック



家電製品などを保護していた緩衝材



ペットボトル、シャンプーなどのプラスチック製のふた・ポンプ



衣料品、ティッシュボックスなどを包んだフィルム、レジ袋

対象とはならないもの そのものが商品であるため燃やせるごみで出してください。



バケツ、洗面器



歯ブラシ、CD(ケース含む)



プラスチック製ハンガー、おもちゃなど

○「プラマーク」の表示があるが汚れているものや中味が少量でも残っているものは燃やせるごみで出してください。

現在、各公民館や支所で、プラスチック製容器包装と白色トレイのモデル回収を行っていますので、ぜひご利用ください。

● 粗大ごみ 指定袋に入らない大きなもの、指定袋がやぶれる重いものなど

平成30年4月から、粗大ごみとして収集されるものが新たに2種類追加されます。

※追加となるもの スプリングマットレス、すべての大きさの石油ストーブ(石油ファンヒーター含む)

ごみの出し方が変わることに合わせて、収集日も一部変わります。広報いまばり1月号と合わせてお配りします「ごみカレンダー(H30.2~H31.3)」「家庭ごみの分別ガイドブック」「家庭ごみの分別早見表」でご確認ください。「新しいごみの分け方出し方」の説明ビデオを今治市ホームページに載せていますのでご覧ください。ご不明な点は、今治市リサイクル推進課0898-36-1534までお問い合わせください。

※関前地区は今までどおりの出し方から変更はありません。